

2022年6月30日 全5頁

EU タクソノミー：気候変動緩和・適応の現況

ガス・原子力の委任規則案が議会で否決される可能性あり

金融調査部 兼 政策調査部 研究員 田中大介

[要約]

- 2022年1月からEUタクソノミーにおける気候変動緩和と気候変動適応の細則が適用されている。2020年11月に欧州委員会が公表した細則案に修正が加えられ、翌年4月に採択、2021年12月に官報公表された。
- 他方で、適用以降もガス火力発電や原子力発電に関する委任規則、PSF（Platform on Sustainable Finance）の報告書にて新規で経済活動の閾値等が追加されるなど、今後細則に「後付け」される内容もあるため、関連動向に留意する必要がある。

細則の内容

サステナブルな経済活動の定義付けを行うEUタクソノミー¹が衆目を集める中、2021年12月に気候変動緩和と気候変動適応に関する細則の官報が公表され、2022年1月から適用されている。EUタクソノミーは主に、ある基準を満たせばグリーンであるといった環境目的への寄与を判別するSC（substantial contribution）と、重大な害を及ぼさないかを判別するDNSH（do no significant harm）の2つによって判定され、細則でその詳細が定められた。SC・DNSHともに、拙著²で概説した細則案（欧州委員会が2020年11月に公表）から大きな変更はないが、若干の修正が加えられた。例えば、不動産の取得においては、一部の経済活動の閾値等を巡って業界団体等から批判があったため、これに応じて基準を緩和し、実質的にSCをTEG³が提唱した閾値等へ戻している（図表1）。

¹ EUが進めるサステナブルファイナンス関連の政策パッケージの一つ。具体的な基準等は、田中大介「分類区分が拡張されるEUタクソノミー」（大和総研レポート、2022年4月26日）などを参照。

² 田中大介「気候変動に関するEUタクソノミーの細則案」（大和総研レポート、2021年4月19日）

³ 欧州委員会がタクソノミーに関する具体的な基準（閾値等）作り等を委託した組織。なお、PSF（Platform on Sustainable Finance）はTEG（Technical Expert Group）の後継に当たる。

図表 1 気候変動緩和における不動産の取得の閾値等 (SC)

TEG の最終報告書	細則案	適用された細則
<p>・ 2020 年 12 月 31 日より前に建設された建物の取得 > 運用の一次エネルギー需要の観点から、現地の既存建物の上位 15%以内である。 EPC などの認証スキームは、特定のレベル (EPC A など) が現地の建物の上位 15%内にあることを明確に示すための適切なデータが利用可能な場合に、適格性の証拠として使用できる。 TEG は、各現地建物の上位 15%のパフォーマンスに対応する閾値を定義するために、データを収集および分析するため、さらに作業 (建物全体の EPC の分布など) を行う必要があることを認識している。</p>	<p>・ 2020 年 12 月 31 日より前に建設された建物の取得 > 少なくともエネルギー性能証明書 (EPC) クラス A。 ----- ・ 2020 年 12 月 31 日以降に建設された建物の取得 > 別の経済活動である Construction of new buildings を参照。 ----- ・ 大規模な非住宅用建物 (年限は関係なし) > エネルギー性能の監視と評価を通じて効率的に運用を行う。</p>	<p>・ 2020 年 12 月 31 日より前に建設された建物の取得 > 少なくともエネルギー性能証明書 (EPC) クラス A。あるいは国・地域において運用時の一次エネルギー需要が上位 15%であることを証明する。 ----- ・ 2020 年 12 月 31 日以降に建設された建物の取得 > 別の経済活動である Construction of new buildings を参照。 ----- ・ 大規模な非住宅用建物 (年限は関係なし) > エネルギー性能の監視と評価を通じて効率的に運用を行う。</p>
<p>・ 2020 年 12 月 31 日以降に建設された建物の取得 > 別の経済活動 Construction of new buildings を参照。 ----- ・ 大規模な非住宅用建物 (年限は関係なし) > 追加の要件 (エネルギー管理を通じた効率的な建物の運用) を満たす必要がある。</p>		

(注 1) 大和総研仮訳。赤字は細則案からの変更点を示す。

(注 2) DNSH (その他の環境目的を著しく害さない基準) は省略。

(出所) 各公表資料より大和総研作成

ガスと原子力の議論

前述の細則に対する補則として、2022年2月に欧州委員会はガス火力発電（以下、ガス）と原子力発電（以下、原子力）に関する委任規則案を公表した。前述の細則を決める際は基準策定の難しさから「棚上げ」されていた論点の一つであり、特に原子力は、事故が起こった際のリスクが深刻であることから、欧州委員会が JRC (Joint Research Centre) へ調査を委託するなど、これまで慎重に議論を重ねてきた。今回のポイントは、①現在は基準を満たせばグリーンとして認定されること、②Transition な活動であること、③閾値等の達成が困難であることなどが挙げられる。

①について、現在のところ、経済活動をグリーン、アンバー、レッド、無色に区分する分類拡張案⁴が PSF から公表されているとはいえ、あくまでドラフトの段階である。すなわち、現行で適用される分類区分はグリーンか否かであり、この判別は今回公表された閾値等を満たしているかによる。

また、グリーンな活動を巡っては、単純に気候変動緩和等の環境目的に寄与するもの以外に、Transition と Enabling の 2 区分がある。前者は、技術的および経済的に実現可能な低炭素代替案がなく、気温上昇を摂氏 1.5 度に制限する経路と一致する方法で気候中立経済への移行を支援する活動が該当する。後者は、電池の製造など、その活動自体は環境負荷を発生させるものの、その他のグリーンな経済活動を可能にする活動を指す。なお、今回提示されたガスと原子力の委任規則案は前者であるため、後述する閾値等には合わせて年限も示されている。

それぞれの閾値等について、ガスと原子力ともに厳しい基準が設けられている（図表 2）。ガスであれば、その他の電力と同様、ライフサイクルにおける 100g-CO₂e/kWh がベースとなっており、その他代替的な基準が設けられている。ただ、国内外を問わず、多くの企業にとってはいずれも達成が困難な基準である。一見すると閾値が緩和されているように見える年間ベースでの基準についても、達成するには稼働日数を減らす必要がある。事業収益のほか、電力の安定供給の観点から考えると、多量に電力を輸出している国・地域の電力会社でもない限りは、この基準を達成することは容易でないと考えられる。

原子力では、通常の DNSH（環境目的ごとの基準）のほか、一般的な基準および DNSH が追加されている。ユートラム条約（The Treaty establishing the European Atomic Energy Community：欧州原子力共同体⁵の設立条約）に関する基準が多く、社会実装が本格化していない技術も要件となっている。例えば、ATF（Accident tolerant fuel：事故耐性燃料）はメルtdownのような深刻な事態が生じた場合に被害を減じる役割を持っており、2025年以降はこれの導入が求められる。現在、2020年代半ば頃までの商業炉への装荷を目指して、主に米国やフランスなどで研究が進んでいるが、新しい技術ゆえに2025年という期限までに一般化できるかは判然としない。

⁴ 田中大介「分類区分が拡張される EU タクソノミー」（大和総研レポート、2022年4月26日）を参照。

⁵ 原子力に特化した市場の創設や EU 域内外への原子力由来の提供を目的として、1957年に設立された組織。

図表 2 ガス・原子力の閾値等のポイント

ガス (SC)	原子力 (一般的な基準および DNSH)
<p>下記①と②のどちらかを満たす必要がある</p> <p>① ライフサイクルにおける温室効果ガス (GHG) 排出量が 100 g-CO₂e/kWh 未満である</p> <p>② 2030 年末までに建設が許可された施設に関しては以下の条件をすべて満たす必要がある</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. GHG の直接排出量 (発電時の排出量) は 270 g-CO₂e/kWh 未満、あるいは年間 GHG 直接排出量 (施設容量) が 20 年間で平均 550 kg-CO₂e/kW 未満である 2. 再生可能エネルギーと比較して費用対効果が高いことが認められること (比較結果も公開する) 3. 化石燃料を使用する既存の高排出施設の代替施設である 4. 発電容量が代替前の施設と比べて 15%未満である 5. 再生可能あるいは低炭素ガスを燃料として発電できるように設計され、2035 年末までにこれらの燃料へ完全移行する計画にコミットしている 6. 代替によって GHG 排出量が 55%減少する 7. 石炭火力発電等を行っている加盟国の場合、これの段階的な廃止を規則 (EU) 2018/1999 などを通じて正式に表明している 	<p>① 加盟国が進める原子力関連事業は以下の条件を満たすものとして扱う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ユートラム条約および EU 環境法に準拠し、各事業は欧州委員会へ通知されている 2. 放射性廃棄物の管理と廃止措置に関する基金を組み合わせるなどして、原子力発電所の推定耐用年数に応じた管理および廃炉に十分なリソースを有する 3. 中低レベル放射性廃棄物の処分施設を有する 4. 高レベル放射性廃棄物の処分施設について、以下の内容を説明した計画 (文書) を有する <ol style="list-style-type: none"> A) 使用済み燃料と放射性廃棄物の管理計画および技術的解決策 B) 適切な管理が可能な期間または処理施設の閉鎖後に関する計画 C) 計画実施に対する責任と進捗を計る指標 D) コスト評価と資金調達手段 5. 各事業において 5 年ごとにリソースの妥当性および計画の進捗等を報告する <p>② 2025 年以降は ATF (事故耐性燃料) を使用する</p> <p>③ 加盟国間の同意がない限り、放射性廃棄物はその排出国で処分する</p>

(注 1) 大和総研仮訳。

(注 2) 原文では、ガス・原子力ともに複数の経済活動が示されているため、その SC や DNSH の内容を包括的かつ簡潔に整理した。

(出所) European Commission “COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) /... amending Delegated Regulation (EU) 2021/2139 as regards economic activities in certain energy sectors and Delegated Regulation (EU) 2021/2178 as regards specific public disclosures for those economic activities” (2022 年 2 月 2 日公表) より大和総研作成

ここで、委任規則案のスケジュールを確認する。通常、欧州議会やEU理事会で否決されなければ2023年1月から適用される。しかし、2022年6月14日、経済通貨委員会と環境・公衆衛生・食品安全委員会の合同会議にて規則案の反対（反対：76票、賛成：62票、棄権：4票）が採決された⁶。議会の最終的な採決は同年7月4-7日の本会議で問われることになるが、この規則案が経済と環境を題する両委員会で反対多数となったことに鑑みると、議会を通過しない可能性は決して低くない。仮にそうなれば、規則案は提案元の欧州委員会へ差し戻され、議会や理事会は修正案の提出待ちとなる。修正案の提出日程によっては、適用スケジュールも延期されることも想定されるが、SFDR（Sustainable Finance Disclosure Regulation）⁷等の開示規制が動き出している以上、委員会は2022年中に再度の提出を目指すのではないだろうか。

さらに経済活動が追加

2022年3月、PSFがサーキュラーエコノミー等の基準を公表した際に、気候変動緩和と気候変動適応についても経済活動の追加が提案された（図表3）。EUタクソノミーは定期的なアップデートを前提としているため、図表3に示す経済活動以外にも、今後新たな経済活動が追加されると考えられる。

図表3 2022年3月に追加された経済活動の概要

環境目的	セクター名	追加された経済活動数
気候変動緩和	輸送	4
気候変動適応	建設・不動産・ICT等	10
	環境保護	1
	水供給	1

（注）大和総研仮訳。なお、図表のセクター名は筆者作成。

（出所）Platform on Sustainable Finance “Platform on Sustainable Finance’s report with recommendations on technical screening criteria for the four remaining environmental objectives of the EU taxonomy”（2022年3月30日公表）より大和総研作成

⁶ European Parliament “Taxonomy: MEPs object to Commission’s plan to include gas and nuclear activities”（2022年6月14日）

⁷ 詳細は、鈴木利光「SFDR、レベル1ベースの開示実例（更新）」（大和総研レポート、2022年3月11日）などを参照。